

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

告示

ページ

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則 (職員厚生課)	一
○保安林の指定の解除 (森林整備課)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同)	一
○道路の区域変更 (道路課)	二
○道路の供用開始 (同)	二
○海岸保全区域の変更(二件) (河川課)	二
○河川予定地の指定 (同)	三
○都市計画の変更 (都市計画課)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (同)	四
○土地区画整理事業の施行の認可 (同)	四
○土地改良区役員の退任の届出 (北部地方振興事務所)	五
○土地改良区役員の退任の届出 (北部地方振興事務所)	五
○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課)	五
○宮城県公報第一六〇号(令和二年十二月一日付け)中	六

規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年二月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第四号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「押印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○宮城県告示第八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年二月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町竹浦字鮑古の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年二月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

令和三年二月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年二月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 志津川登米線
三 道路の区域

変更の区間

登米市登米町大字日根牛字谷木前無番地先から
同市登米町大字日根牛字阿羅田無番地先まで

変更の区間		変更前後	
後	前	後	前
C	B	A	B
七・〇	八・五	五・五	八・五
七・〇	一〇・五	一・〇	一〇・五
		二二七・七	三七六・一
		二二七・七	三七六・一
		八六・二	

○宮城県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年二月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	登米市登米町大字日根牛字谷木前無番地先から同市登米町大字日根牛字阿羅田無番地先まで	令和三年二月十五日

○宮城県告示第八十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の規定により、昭和三十四年宮城県告示第六十四号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所において縦覧に供する。

令和三年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地(図面省略)

一 区間

起点 左岸 登米市迫町佐沼字南元丁百十九番三地先

右岸 登米市南方町二ツ橋百五十番地先

終点 左岸 登米市南方町新寺袋二十六番地先

右岸 登米市南方町新寺袋二十六番地先

二 大字

登米市迫町佐沼字南元丁、字大網上、字大網下、南方町二ツ橋、新二ツ橋、内ノ目、瀬

ノ淵、照井、寺袋及び新寺袋

○宮城県告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路

2 名称

三・六・五号河南川尻線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

石巻市 北村字石取場、同字七工区西、広測字九工区西、同字新泉沢、同字米ヶ崎、同字五

工区南、同字二工区南、同字砂四、同字砂三、同字柏一、須江字山崎前、同字豊石、

同字豊石前、同字寺前、同字新寺前、蛇田字南久林及び同字孤継の各一部

東松島市 赤井字北田、同字北沖及び同字東の各一部

2 廃止する部分

石巻市 須江字豊石及び同字豊石前の各一部

○宮城県告示第九十二号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道

2 名称

東松島市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第九十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。

令和三年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

鹿島建設株式会社 東北支店

二 事業施行期間

令和三年二月十二日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

富谷市明石上桜ノ木及び成田九丁目各一部

四 土地区画整理事業の名称

富谷市成田南土地区画整理事業

五 事務所の所在地

仙台市青葉区二日町一番二十七号

六 施行認可の年月日

令和三年二月八日

七 施行者の住所

仙台市青葉区二日町一番二十七号

八 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
九 公告の方法

富谷市役所に掲示して行う

○宮城県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川堰土地改良区
役員の内任について、次のとおり届出があった。

令和三年二月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富田 政 則

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和三年一月三十一日	齋藤 豊	黒川郡大衡村駒場字下横前十六番地	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

柴田郡大河原町金ヶ瀬字新関の走六十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

柴田郡柴田町西船迫一丁目十一三

みやぎ仙南農業協同組合

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

正 誤

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県七ヶ浜町花瀨浜字金色四番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県七ヶ浜町花瀨浜字長須賀十八番地の二
株式会社 マリンスター

○宮城県公報第一六〇号(令和二年十二月一日付) 中

ページ
四 段
二 行

正

「 法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件
」

を

「 法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件
省令第12条の7の16第2項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域
」

を

誤

「
」

を

「 省令第12条の7の16第2項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域
」

を